

府中市発注工事における技術者等の適正配置について

令和8年4月1日 一部改正

府中市が発注する建設工事における技術者等の配置基準は次のとおりとします。
この基準を遵守のうえ、適正な施工を行ってください。

1 営業所技術者等の専任配置（建設業法第7条、第15条、第26条の5）

建設業者は許可を受けようとする建設業ごとに、一定の要件を満たす営業所技術者又は特定営業所技術者（以下「営業所技術者等」という。）を営業所ごとに専任で置かなければなりません。

営業所技術者等は、建設工事に関する請負契約の適正な締結及びその履行を確保するため置かれている者で、営業所に常勤して専らその職務に従事することを要する者をいい、通常の勤務時間中はその営業所に勤務し得るものでなければなりません。

しかし、後述5項の要件を満たす場合に限り、当該営業所技術者が他の工事現場の主任技術者等（主任技術者及び監理技術者をいう。）との兼務を認められます。ただし、建設工事の適正な施工及び安全性を確保するためには、可能な限り工事現場ごとに専任の技術者を配置することが望まれます。

2 建設工事の現場に配置すべき技術者等

公共工事の現場には、施工状況の管理・監督を行うため、一定の資格・経験を有する主任技術者等を配置する必要があります。

（1）主任技術者の配置基準（建設業法第26条第1項）

請け負った建設工事を施工するときは、請負代金の大小、元請・下請にかかわらず、工事現場での施工の技術上の管理をつかさどる者として、監理技術者を配置する場合を除き、主任技術者を配置しなければなりません。

（2）監理技術者の配置基準（建設業法第26条第2項）

発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した一次下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上となる場合は、特定建設業の許可が必要となるとともに、主任技術者に代えて所定の資格を有する監理技術者を配置しなければなりません。なお、入札公告等で工事現場に監理技術者の配置を求めている場合は、請負代金にかかわらず監理技術者を配置することが必要です。

（3）技術者の専任が必要な工事（建設業法第26条第3項）

公共性のある施設若しくは工作物に関する建設工事で、請負代金の額が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）以上のものについては、工事の安全かつ適正な施工を確保するため、主任技術者等は工事現場ごとに専任配置が必要であり、後述6の兼務特例を除き他の工事現場との兼務はできません。

◆現場配置技術者に求められる資格一覧（許可業種別）

許可を受けている業種	指定建設業（7種類） （土木一式、建築一式、管、鋼構造物、舗装、電気、造園）		その他（左記以外の22業種） （大工、左官、とび・土工・コンクリート、石、屋根、タイル・れんが・ブロック、鉄筋、しゅんせつ、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、機械器具設置、熱絶縁、電気通信、さく井、建具、水道施設、消防施設、清掃施設、解体）			
許可の種類	特定建設業		一般建設業	特定建設業		一般建設業
元請け工事における下請発注金額の合計	5,000万円※1以上	5,000万円※1未満	5,000万円※1未満 （5,000万円※1以上は契約不可）	5,000万円※1以上	5,000万円※1未満	5,000万円※1未満 （5,000万円※1以上は契約不可）
現場配置の技術者制度	工事現場に置くべき技術者	主任技術者		主任技術者 （特定専門工事の下請負は配置不要）		
	技術者の資格要件	①1級国家資格者 ②国土交通大臣特別認定者	①1・2級国家資格者 ②登録基幹技術者等 ③指定学科＋実務経験（3年又は5年） ④実務経験（10年）	①1級国家資格者 ②指導監督的な実務経験	①1・2級国家資格者 ②登録基幹技術者等 ③指定学科＋実務経験（3年又は5年） ④実務経験（10年） ※2	
	監理技術者資格者証及び講習の必要性	原則として必要	必要ない	原則として必要	必要ない	
	技術者の現場専任	公共性のある工作物に関する建設工事であって、請負金額が4,500万円※3以上となる工事				

※1：建築一式工事の場合：8,000万円 ※2：特定専門工事（鉄筋、型枠工事）の主任技術者の場合、特定専門工事に関し1年以上の指導監督的な実務経験が必要 ※3：建築一式工事の場合：9,000万円

（4）技術者等の配置期間

元請で契約した場合における技術者等（主任技術者等、監理技術者補佐及び現場代理人を含む。）の配置期間は、次の期間を除く契約工期とします。ただし、いずれの場合も、市と建設業者の間で次に掲げる期間が設計図書又は打合せ記録等の書面により明確になっていなければなりません。

- ア 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間
- イ 工事を全面的に一時中止している期間
- ウ 工場製作を含む工事全般であって、工場製作のみが行われている期間
- エ 工事完成後、検査が終了し事務手続、後片付け等のみが残っている期間

（5）専門技術者（建設業法第26条の2）

一式工事に含まれる専門工事や附帯工事を的確に施工するためには、当該専門工事等に係る主任技術者と同程度の技術者により施工上の管理を行うことが必要です。このため、当該工事を施工しようとする場合には、専門の主任技術者資格を有する者（以下、「専門技術者」という。）を配置しなければなりません。

なお、この専門技術者は、一式工事の主任技術者又は監理技術者とは別に置かなければならないということではなく、要件が備わっていれば、一式工事の主任技術者又は監理技術者がこれを兼ねることができます。

3 現場代理人（建設業法第 19 条の 2 第 1 項）

請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の運営、取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項（請負代金額の変更、契約の解除等を除く。）を処理する受注者の代理人として現場代理人を置く必要がありますが、その資格等については、規定されていません。

しかし、府中市では、工事請負契約書及び建設工事における技術者等の配置に関する運用基準等により、現場代理人について以下の条件を規定しています。

（1）現場代理人の工事現場の常駐と技術者との兼務について

○建設工事における技術者等の配置に関する運用基準第 4 条

第 4 条 建設業者は、建設工事を市から直接請け負った場合において、現場代理人を当該建設工事の現場に常駐させなければならない。ただし、現場代理人の兼務が認められた場合は、この限りではない。

3 現場代理人は、同一の工事において主任技術者等及び専門技術者を兼務することができる。

ここでいう常駐とは、当該工事のみを担当していることだけでなく、さらに作業期間中、特別の理由がある場合を除き常に工事現場に滞在していることを意味するものであり、発注者又は監督職員との連絡に支障をきたさないことを目的としたものです。

（2）現場代理人が他工事の現場代理人との兼務ができる場合

現場代理人は原則現場に常駐しなくてはならないが、次の要件を満たせば請負代金の額により他工事の現場代理人を兼務することができます。

請負代金の額	兼務要件・制限
4,500 万円以上 (9,000 万円)※ ※カッコ内は建築一式工事の場合	次の要件を全て満たす場合は 2 件まで兼務可能 ①密接な関係がある公共工事（主任技術者の兼務特例※①）に適用していること（監理技術者を配置した工事での兼務は不可） ②府中市発注又は施工場所が府中市内の広島県及び広島県水道広域連合企業団が発注した工事（府中市発注以外は相手が認めた場合）であること ③現場代理人の兼務を認めない工事でないこと ④監督員等の求めにより、速やかに工事現場に向かう等の適切な対応ができること ⑤低入札価格調査工事でないこと
200 万円以上 4,500 万円未満 (9,000 万円)※	上記②～⑤の要件を満たす場合は 5 件以内
200 万円未満	兼務制限なし

○ 兼務には「現場代理人の兼務届出書」（提出書類様式第 2 号）の提出が必要です。

4 主任技術者等の途中変更

建設工事の適正な施工の確保を阻害する恐れがあることから、主任技術者等の工事途中の交代は原則認められませんが、下記の条件を満たす場合にはやむを得ず途中変更を認めるものとします。(現場代理人の場合も含む。)

- ア 死亡、傷病、被災、出産、育児、又は介護等の場合
- イ 人事異動（やむを得ない事由によるものに限る。）又は退職
- ウ 受注者の責めによらない契約事項の変更に伴う場合
- エ 工事から現地へ工事の現場が移行する場合
- オ 工事工程上技術者の交代が合理的な場合

ただし、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、交代前後における主任技術者等の技術力が同等以上に確保されるとともに、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められることが必要である。

5 営業所技術者等が主任技術者等と兼務できる要件

次の各号の建設工事に限って要件を満たす場合は、特例的な措置として営業所技術者等が工事現場の主任技術者等の職務を兼ねることが可能です。ただし、現場代理人との兼務はできません。また各号の併用及び専任特例1号及び専任特例2号との併用もできません。

(1) 主任技術者等を専任で配置する必要がある建設工事（原則4,500万円以上）の場合

次のアからコの要件を全て満たす必要があります。

- ア 当該営業所において請負契約が締結された建設工事であること
- イ 兼ねる工事現場の数が1件以下であること
- ウ 当該建設工事の請負代金の額が1億円（建築一式工事の場合は2億円）未満であること
- エ 当該営業所と建設工事の工事現場間の距離が、一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ移動時間が片道おおむね2時間以内であること
- オ 建設工事の下請次数が3以下であること
- カ 主任技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（以下「連絡員」という。）を当該建設工事に配置できること。ただし、当該建設工事が土木一式工事又は建築一式工事の場合は、連絡員が当該建設工事の種類に関する実務経験を1年以上有する者であること
- キ 当該工事現場の施工体制を確認できる情報通信技術（現場作業員の入退場が遠隔から確認できるものとし、CCUS（建設キャリアアップシステム）又はCCUSとAPI連携したシステム等）の措置を講じていること
- ク 人員の配置を示す計画書（提出書類様式第3号）を作成し、当該工事現場に備え置くこと。なお、当該計画書の備え置き及び保存等は電磁的方法によることができるものとする。
- ケ 当該工事現場の状況を確認するための情報通信機器（遠隔の現場との必要な情報のやりとりを確実に実施できるものとして、スマートフォン、タブレット端末又はWEB会議システム等）が設置され、かつ通信環境が確保されていること
- コ 主任技術者等は所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。上記カの連絡員は当該建設工事において専任や常駐の必要はないが、施工管理の最終的な責任は受注者が負うこと

また、同一の連絡員が複数の建設工事の連絡員を兼務することができ、一つの建設工事に複数の連絡員を配置することもできる。上記クの人員の配置を示す計画書は建設業法施行規則による帳簿の保存期間と同じ期間、当該工事現場の帳簿を保存している営業所で保存しなければならない

(2) 主任技術者等を専任で配置する必要がない建設工事（原則 4,500 万円未満で営業所と工事現場が近接している）の場合

次のアからエの要件を全て満たす必要があります。

- ア 当該営業所において請負契約が締結された建設工事であること
- イ 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接していること
- ウ 当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること
- エ 主任技術者等は、所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること

(3) 主任技術者等を専任で配置する必要がない建設工事（原則 4,500 万円未満で前号以外）の場合

※ 第 1 号の要件を全て満たすこと

6 主任技術者等の兼務特例

工事現場に主任技術者等を専任で配置することが求められる現場であっても、次の場合に限り、特例として専任を要する工事を兼務することができます。

(1) 主任技術者の兼務特例

請負代金が 4,500 万円（建築一式工事の場合は 9,000 万円）以上の工事では、主任技術者（又は監理技術者）はその工事現場に専任で配置しなくてはなりません。次の要件を満たせば 2 現場の兼務が可能となります。

請負代金の額 (カッコ内は建築一式の場合の額)	兼務要件・制限
1 億円 (2 億円) 以上	密接な関係がある公共工事 ※①の場合は 2 現場まで可
4,500 万円 (9,000 万円) 以上 1 億円 (2 億円) 未満	密接な関係がある公共工事 ※①の場合又は 専任特例 1 号 ※②適用の場合は 2 現場まで可
4,500 万円 (9,000 万円) 未満	兼務制限なし

※① 密接な関係がある公共工事（建設業法施行令第 27 条第 2 項）

専任が求められる工事であっても、同一の建設業者が施工する場合及び次の要件をすべて満たせば二つの工事を一つの工事とみなし、専任の主任技術者が二つの工事を兼務することができます。（専任の監理技術者は適用外）

- ア 工事現場の相互の間隔が 10 km 程度以内
- イ 兼務する工事箇所が全て府中市内であること。ただし、当該市工事の発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。
- ウ 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる公共工事又は施工にあたり相互に調整を要する公共工事（資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分の同一の下請け業者で施工する場合等を含む）

（注）上記の条件をいずれも満たす場合、主任技術者又は現場代理人は、他の公共工事の現場における現場代理人又は主任技術者と兼務することができる。

※② 専任特例 1 号（建設業法第 26 条第 3 項第 1 号）

情報通信技術を利用するなど次の要件をすべて満たすことにより、専任を要する工事現場の主任技術者（又は監理技術者）を兼務することができるもので、次の要件をすべて満たす必要があります。

- ア 各建設工事の請負代金の額が1億円（建築一式工事の場合は2億円）未満であること
- イ 工事現場間が、一日の勤務時間内に巡回可能な距離で、かつ工事現場間の移動時間がおおむね片道2時間以内であること
- ウ 下請次数が3を超えないこと
- エ 連絡員（土木一式工事又は建築一式工事の場合は、1年以上の当該業務の実務経験を有する者）を工事現場に配置すること
- オ 工事現場の施工体制について、情報通信技術（CCUS 等）を利用する方法により確認するための措置を講じていること
- カ 人員配置計画書（様式第3号）を作成し、各工事現場及び営業所に備え置くこと
- キ 工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器（スマートフォンやタブレット端末等）が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること
- ク 同一の主任技術者等が、兼務する工事の数が2を超えないこと

（2）監理技術者の兼務特例

次の要件を満たせば請負代金の額によって、監理技術者が2現場を兼務することができます。

【設計金額】又は【請負代金の額】 (カッコ内は建築一式の場合の額)	兼務要件・制限
【設計金額】 2億円以上	兼務不可
【請負代金の額】 1億円（2億円）以上 【設計金額】2億円未満	専任特例2号 ※③適用の場合は2件まで可
【請負代金の額】 1億円（2億円）未満	専任特例1号 ※②又は 専任特例2号 ※③適用の場合は2件まで可 ただし、専任特例1号と専任特例2号の併用は不可

※③ **専任特例2号**（建設業法第26条第3項第2号）

監理技術者を専任で置かなければならない工事であっても、その監理技術者が担うべき職務を補佐する者を工事現場ごとに専任で置くときは、その監理技術者が専任でなくても良いとされるもので、次の要件をすべて満たす必要があります。（監理技術者に関する特例であり、主任技術者及び現場代理人は対象となりません。）

ア それぞれの工事現場に次の⑦、⑧のいずれかに該当する監理技術者補佐（建設業法施行令第29条第1項に規定）を専任配置すること（ただし、建設工事の種類が、機械器具設置工事、さく井工事、消防施設工事又は清掃施設工事の場合は⑧に限る）

⑦ 請負った建設工事の種類に係る主任技術者の資格を有する者のうち、1級の技術検定の第1次検定に合格した者
⑧ 請負った建設工事の種類に係る監理技術者の資格を有する者

- イ 府中市内で工事現場間の間隔が10km程度以内であること
- ウ 監理技術者が施工に係る主要会議に参加し、また、現場巡回及び主要工程の立会等の職務を適正に遂行すること
- エ 情報通信技術の活用方針や、監理技術者補佐の担う業務等について明らかにすること
- オ 監理技術者と監理技術者補佐との間で常時の連絡が取れる体制であること
- カ 監理技術者補佐の担う業務等について明らかにすること
- キ 同一の監理技術者が、兼務できる工事現場数は2件であること

7 兼務制限件数の考え方

主任技術者等及び現場代理人を含めて、兼務制限の件数は、最終的に配置される工事件数（主任技術者又は現場代理人として配置されている工事（主任技術者と現場代理人を兼務している場合も含む。）を1件とする。）の合計であり、兼務する全ての工事が要件の適用金額未満であることを要します。

8 受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係

建設工事の適正な施工を確保するため、工事現場に配置する現場代理人及び主任技術者等については、工事を請け負った企業との直接的かつ恒常的な雇用関係が必要とされており、次のような者の配置は認められません。

- ・ 在籍出向者や派遣等の直接的な雇用関係を有していない者の場合
- ・ 工事期間のみの短期雇用の者の場合

なお、発注者から直接請け負った建設工事を施工するために配置する現場代理人及び主任技術者等については、「恒常的な雇用関係」として、入札の申込みのあった日以前に**3か月以上**の雇用関係があることが必要です。

ただし、直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱いには、持株会社の子会社への出向は認めるなど例外の場合もありますので、詳しくは「監理技術者制度運用マニュアル（出典元：国土交通省）」をご確認ください。

ここで、「入札の申込みのあった日」とは、次の日をいいます。

一般競争入札＝開札日の前日

指名競争入札＝入札執行日

随意契約＝見積書提出日

※直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する物（どれか一つ）

- ・ 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し
- ・ 監理技術者資格者証（所属建設業者名が記載されているもの）の写し
- ・ 住民税特別徴収税額の決定（変更）通知書（特別徴収義務者用）の写し
- ・ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書
- ・ 事業所発行の雇用証明書

（配置予定技術者の氏名、生年月日、雇用開始年月日、雇用形態（正規従業員であることがわかるもの）、所属会社の住所、証明者（代表者等）氏名、商号又は名称、証明年月日、証明者印が押印されたもの）

・・・等